

機関番号：132011

研究種目：基盤研究 (B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20320004

研究課題名 (和文) 生命・環境倫理における「尊厳」・「価値」・「権利」に関する思想的・規範的研究

研究課題名 (英文) An Historico-Philosophical and Normative Study on the Concepts “Dignity”, “Value,” and “Rights” in Bio-Environmental Ethics

研究代表者

盛永 審一郎 (MORINAGA SHINICHIRO)

富山大学・大学院医学薬学研究部 (薬学)・教授

研究者番号：30099767

研究成果の概要 (和文)：1)20 世紀に外延的に同値された神学的・哲学的概念としての「尊厳」と政治的概念としての「権利」は内包的に同一ではないということ。また、「価値」は比較考量可能であるのに対し、「尊厳」は比較考量不可であるということ。2) 倫理的に中立であるとされた iPS 細胞研究も結局は共犯可能性を逃れ得ないこと、学際的学問としてのバイオエシックスは、生命技術を押し進める装置でしかなかったということ。3)20 世紀末に登場した「身体の倫理」と「生一資本主義」の精神の間には何らかの選択的親和関係があるということ。

研究成果の概要 (英文)：A summary of the conclusions on this research is the followings: First, the philosophical-theological concept of “Human dignity” is not connotatively identical with the political concept of “Rights” although these two concepts had been seen as denotatively equivalent in the middle of the 20century. In addition, unlike “Value,” “Human dignity” cannot be weighed against any other. Secondly, it is unavoidable for induced pluripotent stem cell (iPS) research, which has been said to overcome moral issues, to become a complicity in the moral issue after all. Moreover, bioethics as interdisciplinary study was just an apparatus for forging ahead with biotechnology. Third, there is a selective affinity in some way between contemporary “somatic ethics” and the spirit of “bio-capitalism”, both of which came out at the end of the 20century.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	0	0	0
2007年度	0	0	0
2008年度	5,600,000	1,680,000	7,280,000
2009年度	4,500,000	1,350,000	5,850,000
2010年度	4,500,000	1,350,000	5,850,000
総計	14,600,000	4,380,000	18,980,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・哲学・倫理学

キーワード：倫理学原論・各論、生命倫理

1. 研究開始当初の背景

生命・環境倫理の諸問題を考える際に、研究者たちが必ず使用する基礎的概念が幾つかある。尊厳・価値・権利がそうである。そして、尊厳を持つことは権利を持つことと同値のことであると考えられ、胚・未来世代・動物は、尊厳を持つのか、どうか論争の対象になっている。

2. 研究の目的

そこで、これらの概念がはたして、生命・環境倫理上の問題を読み解く上で、権能を持つか否かを、思想的・規範的に究明することを通じて、批判しようとするのが本研究の目的である。カントの純粹理性批判、デュルタイの歴史的理性批判になぞらえて言うならば、生命・環境倫理における倫理的言語批判

を行おうとするのである。

3. 研究の方法

我々17人の研究者は、他の日本国内の生命・環境倫理に関する研究者及び諸外国の研究者とも交流を持ちつつ、上記のテーマにつき、おおよその観点を定めて、「尊厳」・「価値」・「権利」概念の思想的・規範的基礎づけを行うとともに、さらにその相互の関係を解明した。その成果を年に2回、7月と12月に研究会を開催し、討議した。並びに、1回海外から研究者を招聘し、海外の生命・環境倫理の研究の成果を批判的に検討した。また、各年度末には、研究結果を含めた生命倫理研究資料集を刊行した。

4. 研究成果

(1)人間の尊厳の思想は、西洋法文化の宝石、人類の発展の成果として現代に開花した華と、賛美されている。哲学的・神学的には、キケロ、トーマス・アクイナス、ピコ・デラ・ミランドラ、あるいはカントなどが、この概念の形成に貢献した。そこにおいて人間の尊厳概念はいわば哲学的芸術作品である。特にカントにおいて人間の尊厳の哲学的役割が変化した。他者をも尊敬の念を持って取り扱う義務となった。19世紀の中頃に、ラサルなどにより、この概念は政治的場面に移され、形容詞の形で、「人間の尊厳に値する生」を要請するものとして労働運動の概念になった。1945年4月にサンフランシスコの国際会議ではじめて人間の尊厳概念が、人間の権利概念と共に、西側の大国に対して小国家や中国の解放を目指す闘争概念として、国際協定ではじめて承認された。同年締結した国連憲章では、「人間という種の全構成員に固有のものである尊厳」について語られている。そして署名国は「基本的人権、尊厳、人間の人格の価値の存在を信じること」と公言している。哲学的・神学的人間の尊厳概念が、人間の権利と結びつけられてはじめて世界中の政治的・法哲学史的原動力となったのである。その後、世界各国の憲法だけでなく、ユネスコの「ヒトゲノム宣言」、「生命倫理宣言」を初め、各種ガイドライン等で、この概念が謳われるようになった。この政治的概念としての人間の尊厳は、人間の尊厳には程度、段階性がなく、格付けは許されないということ、したがってすべての尊厳の担い手は同じ比較衡量不可能な保護を請求する権利があるということである。

人間は尊厳を持つのだろうか。これに対しては、「解釈無用テーゼ」と「基礎づけのド

グマ」とがあげられる。前者は、数学の公理と同様に、人間の尊厳は基礎づけることができないし、基礎づける必要がないとするものである。後者は人間の尊厳を基礎づけに立ち戻ってその内容を突きとめようとする見方で、これには、「天賦論」と「能力論」の二つがある。「天賦論」は、神が人間に贈与したもので、あるいは自然権と同様に、人間がこの世に持参金としてもってきたものとするものである。人間の能力ゆえに尊厳があると「能力論」の代表が、尊厳を持つものは、生物学的・種的な意味での人間と規範的・道徳的意味での「パーソン(人格)」を区別するパーソン論である。

哲学的・神学的概念としての尊厳概念が政治的概念としての権利概念と結びついたことにより、権利を侵害されることが尊厳を穢されることとして捉えられた。しかし、尊厳を持つことは、権利を持つことと同一だろうか。たしかに、空虚な尊厳の概念を権利から光あてる見方もあるが、尊厳と権利とは由来も内容も異なるとする見方もある。なぜなら、人間の尊厳はすべての基本権の基礎と源泉である故に、人間の尊厳自体は権利ではないし、また尊厳は比較衡量不可能であるのに対し、権利とは絶対的ではなく、他の権利と義務に対して相対的だからである。「人間の尊厳とともに価値が設定され、その保護のために権利が必要とされる」。だから、「尊厳を持つこと」と「権利をもつこと」は、「同じ長さの辺を持つ三角形」と「同じ角度を持つ三角形」と同様に、外延的には等価だとしても、同一であるとはいえない。人間の尊厳は人間の権利の存在根拠であり、人間の権利は人間の尊厳の認識根拠というア・シンメトリーな関係ということなのである。また尊厳と価値は異なる。尊厳を価値としてとらえることは尊厳を穢すことだからである。なぜなら「何かを価値として評価することによって、その価値づけられたものは、ただ、人間のなす価値評価のための対象としてのみ、許容されることに他ならない」からである。

現在のドイツの議論を考察すると、胚研究と人間の尊厳は両立可能とする「両立可能テーゼ」と、胚研究と人間の尊厳は両立不可能とする「両立不可能テーゼ」がある。「両立不可能テーゼ」には、「種の議論」「同一性議論」「潜在議論」「安全主義」がある。「両立可能テーゼ」には、「胚は人間ではない。胚は人間へと成熟する」とする外延的戦略(これには内在特性(パーソン論)に立脚するものと、尊厳の強弱に立脚するものがある)と、「胚は人間であり、尊厳を持つとし

でも、尊厳と生の質の評価は両立可能」とする「内包的戦略」とがある。前者の考えでは、胚は尊厳を持たないゆえに、着床前診断も胚研究も許容ということになるが、後者では、相互主観的—理性的基準で方向づけられた生の質の査定は尊厳と両立可能であり、着床前診断や胚研究、そして非自発的安楽死も許容可能であるというものである。

(2) 胚を破壊しないことを出発点におき、gender-neutral で、ethics -free とされた iPS 細胞研究は、それ自体において内在的な倫理的問題をもつだけでなく、反作用として胚の滅失を伴う ES 細胞研究を相乗的に高めるという結果を伴っていた。そこで、iPS 細胞研究の共犯可能性を、実質的か、許容可能か、非難に値するかという観点で問うた。

伝統的道的共犯理論は、時間における完全な隔たりはそれ自体において道徳的責任を和らげないということ認めている。道徳的に共犯かどうかは、人が悪をなす事に参加するという道徳的に重要な特徴、(1) 首謀者の行為の道徳的評価、(2) 協同する行為者の心の状態、(3) 協同の予見できる結果に依存している。胚性幹細胞研究は、幹細胞を取り出すために、人である胚を破壊する。したがって胚性幹細胞研究の首謀者は重い道徳的責任を負う。

形式上の共犯性は、首謀者がなす悪を言葉や行為において是認する人誰にでも帰せられる。実質上の共犯性は、他の人や行為者がさらに悪をなす事を奨励する仕方で、故意ではないが、予見できる仕方で、行為する人に帰せられる。形式上の共犯性は、明示的か、暗示的かのどちらかである。行為者と同じ意図で行為する人は明示的である。その悪が過去に終わった行為である場合、そのプロジェクトに参加することはできない。だからたとえば中国人の犠牲で建設された鉄道を現在利用する人は、この悪に明示的に形式的に共犯であるとはいえない。しかしそれにもかかわらず、もしそのことがその実践の是認の表現と理性的に見られうるならば、暗示的に形式的共犯であるといえる。

道徳的に悪であると考えられる意図を共有しないし、実践を支持しないかもしれないが、その人の行為が悪をなす事を、財政的援助、情報提供などの助力や奨励することで実質的に支持するならば、実質上の共犯である。実質的共犯は責められる場合と責められない場合がある。責められない場合は、協力者の道徳的に善、あるいは中立の行為が他の人の悪の行為と因果的に結びつかない場合で

ある。実質的共犯が、責められるのは、参加者の行為が予見可能な道徳的悪の直接的原因である場合か、協力者が間接的だけれども、予見可能で寄与する原因である場合である。直接的とは、協力する人と悪を為す人との間に因果的導出がある場合で、悪い結果が生じたか否かに関わりなく、他人が悪を為すことへ誘導する人に帰せられる。

それでは iPS 細胞研究は？ iPS 細胞については、いかに、なぜそれが作用するのかを誰も正確に知らない。まして、再プログラムされた体細胞が機能的に胚性幹細胞に等しいのかどうか誰も知らない。これはある部分、胚性幹細胞の働きについて知らないことに由来する。しかも、iPS 細胞は、細胞の再生治療や薬の発展のための万能幹細胞のための代用物であるけれども、幹細胞研究のための万能細胞の源のための代用物ではない。誘導された万能性とは、ある観点で、自然における万能細胞を模倣する人工的万能細胞である。だからヒト iPS 細胞研究はヒト ES 細胞研究と共に進まなければならないのである。結局以下ようになる。iPS 細胞を有効にする研究を支持する人には明示的に形式上の共犯性が付随する。なぜなら彼は知りながら意図的に胚が殺されることを奨めるからである。直接的実質的共犯性は、胚性幹細胞研究について不安を持っていたであろう人々をこの議論が奨励して比較上の全能性研究に協力させる程度に付随する。ヒト胚性幹細胞研究を認めなかった機関が iPS 細胞研究を支援するように促されるかぎり間接的実質的共犯性がある。

しかし、それでは胚を破壊する研究は倫理的に許容し得ないとして、幹細胞研究をしないということは、与益する義務を持っている人の予防できる死亡率や罹患率で形式的に共犯であることを表現するだろう。iPS 細胞研究を共犯理論で選択する人は、明示的な形式的共犯はのがれうる。しかし暗示的形式的共犯には関与しているだろう。そのような政策は、研究が進められた場合と進められなかった場合の間のグループに重要な損害を与えることは予見可能だからである。同じ理由で実質上の共犯も付随するだろう。

そしてそこからさらにさかのぼって見えてくるのは、患者・被験者を守るはずの「バイオエシックス(生命倫理)が、手順を整え、細かく規則化し、倫理的透明性を高めることによって、批判から研究者を守るのに奉仕する」というバイオポリティックスなのである。

(3) 文部科学省及び厚生労働省は、生殖補

助医療研究目的で行うヒト受精胚の作成・利用に関し、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療に関する倫理指針」を制定し、平成23年4月1日に施行した。研究材料としてヒト受精胚を作成することは原則として禁止した上で、「生殖補助医療の向上に資する研究のみ」許容するという例外規定である。この規定の作成の背後に何を我々はみるのか。それは「生権力」「生政治」「身体の倫理」である。そのことを「M. Weberがプロテスタントの倫理と初期の資本主義の精神の間に選択的親和関係を見つけたように、現代の身体の倫理と生資本主義の精神の間に選択的親和力がある」とするNikolas Roseの著書『The Politics of Life Itself』（Princeton U.P., 2007）を基に考察した。それはフーコーやアガンベンが指摘していたこと、「政治的技術（国家が個人の自然的な生への配慮を引き受けて国家のうちへと統合する）と主体化（個人が自分を自分の同一性と意識に結びつけ、また自分を外的な制御の権力に結びつける）」のことである。このように、「身体の倫理」とは、資本主義が必要とする「従順な身体」を一連の適切な技術群を用いていわば創造する、新たな生権力によって遂行される規律的制御のことである。しかも統御する生物学は19世紀の深さの生物学ではなく、オープンサーキットの「水平」のフィールドで作用する生物学なのであり、形而上学なき生物学である。結果として、健康は、自己や他人にとって、生きた身体の実力やその潜在性を最大にするための命法として理解され、現代の倫理レジームの鍵要素になり、医療、生命科学、薬剤、そして代替医療を、みずからの生命力を最高に増大させるために、積極的に選び、使用する消費者を誕生させたのである。逆に、生物学的リスクの確認は、病人、あるいは潜在的病人を、強制的治療、抑制、排除のサーキットへとスイッチを切り替え、卵子、精子、胎児の場合には潜在的な生の軌道から非生の王国の中へ不可逆的に転換させた。この身体の倫理と生資本の精神の繋がりを日本の指針作成の背後に検証した。（本内容は、実存思想協会第27回大会・講演会（6月25日（土）東洋大学）において、テーマ「生命技術と身体」のもとに、「生殖細胞研究——身体の倫理と生資本主義の精神」として発表予定。）

④以下の資料集を各年度末に公刊した。
 生命倫理研究資料集Ⅲ-I、Ⅱ（2009,401頁）
 生命倫理研究資料集Ⅳ（2010,362頁）
 生命倫理研究資料集Ⅴ（2011,206頁）

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計36件）

- ① Morinaga, Shinichiro, Die aktuelle Debatte über Forschung an menschlichen Embryonen und Menschenwürde aus japanischer Perspektive, Zeitschrift für Medizinische Ethik 57(1), 査読有, 2011, 39-52
- ② 盛永審一郎, iPS細胞研究の共犯可能性——日本の生命倫理政策に対する懸念——生命倫理研究資料集Ⅴ, 査読有, 2011, 29-41
- ③ 盛永審一郎, 比較：オランダ・ベルギー・ルクセンブルク安楽死法、生命倫理研究資料集Ⅴ, 査読有, 2011, 195-200
- ④ 磯部哲, 遺伝子解析研究・遺伝情報と法、慶應法学, 18, 査読無, 2011, 1-14,
- ⑤ 加藤尚武, 生命倫理学と徳倫理学、生命倫理研究資料集Ⅴ, 査読有, 2011, 1-11
- ⑥ 加藤尚武, 環境倫理と生命倫理、神奈川大学評論 68, 2011, 35-43
- ⑦ 蔵田伸雄, 応用哲学としての環境倫理学——環境プラグマティズムを中心に、戸田山和久・出口康夫編『応用哲学を学ぶ人のために』, 査読有, 2011, 183-195
- ⑧ 品川哲彦, ハーバマスの類倫理再考、生命倫理研究資料集Ⅴ, 査読有, 2011, 151-168
- ⑨ 松田純, エンハンスメントから願望実現医療へ——病気治療という医療の本義との関係、『医療の本質』熊本大学生命倫理論集、九州大学出版会、2011, 317-336
- ⑩ 盛永審一郎, iPS細胞の倫理的問題—皮肉な反作用としての共犯関係、「医学哲学と倫理」、査読無、7、2010, 15-22
- ⑪ 秋葉悦子, わが国固有の倫理観と脳死下臓器移植、日本臨床、68-12、査読無、2010, 2234-2238
- ⑫ 秋葉悦子, 延命治療の中止をめぐる人格主義生命倫理学の取り組み、カトリック社会福祉研究、査読無、10、2010, 1-31
- ⑬ Satoshi Kodama and Akira Akabayashi, "Neither a "person" nor a "thing": The Controversy concerning the Moral and Legal Status of Human Embryos in Japan", in Benjamin J Capps and Alastair V Campbell eds., Contested Cells: Global Perspectives on the Stem Cell Debate, London: Imperial College Press, 査読有, 2010.12:421-439.
- ⑭ 小林真紀, 「私生活の尊重の概念と出自を知る権利—ヨーロッパ人権条約8条をめぐる議論をもとに—」愛知大学法経論集 187号、査読無、2010, 1-45
- ⑮ 坂井昭宏, なぜ倫理学者が犯罪抑止対策に関わるか、「生命倫理研究資料集Ⅳ」、査読有、2010, 15-35
- ⑯ 品川哲彦, ふくらみのある尊厳概念のため

- のノート—*Persönlichkeit* 概念について、生命倫理研究資料集、査読有、IV、2010、1-12
- ⑰ 松田純、多文化時代における人間の尊厳、モラリア（東北大学倫理学研究会）17、査読無、2010、23-40
- ⑱ 松田純、ドイツ事前指示法の成立とその審議過程—患者の自己決定と、他者による代行解釈とのほざまで、医療・生命と倫理・社会、査読無、9(1/2)、2010、34-43
- ⑲ 山内宏隆、環境思想の課題と展望—ドイツ環境哲学について、環境思想・教育研究4号、査読無、2010、6-9
- ⑳ 秋葉悦子、終末期医療をめぐる人格主義生命倫理学の取り組み、年報医事法学、査読無、24、2009、74-80
- 21 環境倫理と社会科学、環境思想・教育研究、3号、査読無、2009、160-167
- 22 忽那敬三、遺伝子技術の展開に内在する両義性について、哲学の現在、査読無、2009、41-48
- 23 蔵田伸雄、「生命技術の倫理—治療用クローン技術の倫理問題を中心に—」石原孝二・河野哲也編「科学技術倫理学の展開」、査読無、2009、89-104
- 24 小出泰士、人間の尊厳の射程、医学哲学医学倫理、査読有、27、2009、33-40
- 25 児玉聡、百万人の死は、一人の死の何倍悪いか—道徳心理に関する近年の実証研究が功利主義に持つ含意、倫理学年報、査読有、58、2009、247-259
- 26 小林真紀、フランス生命倫理法に見る胚および胚性幹細胞(ES細胞)研究をめぐる法的課題—生物医学機構「2004年8月6日の生命倫理法の適用の総括」報告書をもとに、愛知大学法経論集、査読無、2009、181、1-28
- 27 品川哲彦、つかのまこの世にある私/私たち、岩波講座哲学 生命/環境の哲学、査読無、8、2009、87-105
- 28 品川哲彦、ヨナスの*アウシュヴィッツ*以後の神の概念(二)—全能ならざる神と人間の責任—、文学論集(関西大学文学会)、査読有、58(4)、2009、1-23
- 29 松田純、いま求められている薬剤師倫理教育とは?—「薬学教育モデル・コアカリキュラム」はその羅針盤となりうるか?、薬学雑誌(日本薬学会)、査読有、129(7)、2009、807-813
- 30 秋葉悦子、初期のヒト胚の尊厳と人権、カトリック医師会誌、査読無、47、2008、6-13
- 31 香川千晶、終末期医療のイメージ—クインラン事件をめぐる、中部哲学会年報、査読無、40、2008、22-32
- 32 児玉聡、近年の米国における死の定義をめぐる論争、生命倫理、査読有、18(1)、2008、39-46
- 33 品川哲彦、ヨナスの*アウシュヴィッツ*以後の神の概念(一)—ユダヤ人で哲学者であること—、「文学論集」、関西大学文学会、査読有、58(2)、2008、1-23
- 34 Jun Matsuda, Enhancement and Value of Human Weakness, The Meaning of Life in the 21st Century, ed. By Johnson Ph.d., Don Hanlon, iUniverse, 査読無、2008、166-182
- 35 盛永審一郎、Profession としての集団—ドイツ医師会についての一報告—富山大学医学会誌、査読無、19-1、2008、67-73
- 36 山本達、ドイツにおける「緩和医療 versus 積極的安楽死」の一断面、中部哲学会年報、査読無、40、2008、3-29
- [学会発表] (計8件)
- ① Jun Matsuda, Menschenwürde und die traditionelle japanische Lebensanschauung, Workshop: "Leben, Sterben und Menschenwürde - ein deutsch-japanischer Workshop", デュッセルドルフ大学、2011年3月3日
- ② Etsuko, Akiba, A Current Argument for Life-prolonging Treatment in Japan: The Restoration of the Hippocratic Ethic, XVII Assembla Generale dei Pontificia Academiae pro Vita, La Aula vecchia del Sinodo in Vaticano, 2011年2月24日
- ③ Kurata, Nobuo, Ethical Guideline for Human Genome Research in Japan and Embarrassment of Ethics Committee, Society for Social Studies of Science Annual Meeting with JSSTS, University of Tokyo, Comaba Campus, 2010年8月26日
- ④ 加藤尚武、「環境倫理と環境思想」、学会会議、日本学会会議6階会議室、2009年5月25日
- ⑤ 忽那敬三、遺伝子技術の展開に内在する両義性について、日中哲学フォーラム、遼寧大学(中国)、2009年4月26日
- ⑥ Kodama Satoshi, "Neither a "person" nor a "thing": The Controversy concerning the Moral and Legal Status of Human Embryos in Japan" Intercultural perspectives in bioethics/LMU-TODAI Conference, LMU大学, Munchen, 2009年7月17日
- ⑦ Kagawa Chiaki, L'effondrement du système de soins et la globalization, Travail et éthique, colloque international, organisé par le Groupe d'études sur l'éthique en économie,

Centre Europ éen d' études Japonaises
d' Alsace—CEEJA , Kientzheim,
2008,11,8

- ⑧ Nobuo Kurata, Dynamic Function of Framing in the Establishment of Local Regulatory Policy for GM crops', Annual Meeting of Society for Social Studies of Science, Erasmus university, Rotterdam, 2008.8.21.

[図書] (計 12 件)

- ① 蔵田伸雄、品川哲彦、他、世界思想社、
応用哲学を学ぶ人のために (戸田山和
久・出口康夫編)、2011、362
(183-197,209-219)
- ② 山本達、盛永審一郎、他訳、ハンス・ヨ
ナス「回想記」、東信堂、2010、509
- ③ 盛永審一郎、他編、太陽出版、新版増補
生命倫理事典、2010、1536
- ④ 秋葉悦子、「人」の始まりをめぐる真理の
考察、毎日アースデイ、2010、157
- ⑤ 加藤尚武、お茶の水書房、入門環境倫理
学 (神奈川大学評論ブックレット 29)、
2010、99
- ⑥ 小出泰士、丸善、技術者倫理入門、2010、
147
- ⑦ 児玉聡、勁草書房、功利と直観--英米倫理
思想史入門、2010、322
- ⑧ 高橋隆雄、糸和彦、香川知晶、他、九州
大学出版会、生命という価値—その本質を
問う—、2009、334 (218~233)
- ⑨ 香川千晶、ディスカヴァー・トゥエンテ
ィーワン、命は誰のものか、2009、263
- ⑩ 飯田亘之、秋葉悦子、加藤尚武、他、太
陽出版、終末期医療と生命倫理、2008、
282 (68-93,119-208)
- ⑪ 香川千晶、他、勁草書房、脳神経倫理学
の展望、2008、343 (15-38)
- ⑫ 加藤尚武、丸善、合意形成の倫理学、
2009、92

[その他]

ホームページ等

<http://www.las.u-toyama.ac.jp/Philo/index-J.html>

6. 研究組織

(1)研究代表者

盛永 審一郎 (MORINAGA SHINICHIRO)
富山大学・大学院医学薬学研究部・教授
研究者番号：30099767

(2)研究分担者

加藤 尚武 (KATO HISATAKE)
鳥取環境大学・大学院環境情報学研究科・
客員教授

研究者番号：10011305

秋葉 悦子(AKIBA ETSUKO)

富山大学・経済学部・教授

研究者番号：20262488

磯部 哲(ISOBE TETSU)

慶応大学・大学院法務研究科 (法科大学院)
・准教授

研究者番号：00337453

今井 道夫(IMAI MICHIO)

札幌医科大学・医学部・教授

研究者番号：70048130

香川 知晶(KAGAWA CHIAKI)

山梨大学大学院医学工学総合研究部・教授

研究者番号：70224342

忽那 敬三

千葉大学・人文社会科学研究科・教授

研究者番号：70192028

蔵田 伸雄(KURATA NOBUO)

北海道大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：50303714

小出 泰士(KOIDE YASUSI)

芝浦工業大学・工学部・教授

研究者番号：30407225

児玉 聡(KODAMA SATOSHI)

東京大学・大学院医学系研究科・講師

研究者番号：80372366

小林 真紀(KOBAYASHI MAKI)

愛知大学・法学部・准教授

研究者番号：60350930

坂井 昭宏(SAKAI AKIHIRO)

桜美林大学・リベラルアーツ学群・教授

研究者番号：20092059

品川 哲彦(SHINAGAWA TETUHIKO)

関西大学・文学部・教授

研究者番号：90226134

松田 純(MATSUDA JUN)

静岡大学・人文学部・教授

研究者番号：30125679

山内 廣隆(YAMAUCHI HIROTAKA)

広島大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：20239841

山本 達(YAMAMOTO TATSU)

福井医療短期大学・教授

研究者番号：60100666 (20, 21 年度共同
研究者、22 年度は研究協力者)

(3)研究協力者

飯田 亘之(IIDA NOBUYUKI)

千葉大学・文学部・名誉教授

研究者番号：90009663

水野 俊誠(MIZUNO TOSINARI)

慶応大学・大学院文学研究科博士課程・医
師

研究者番号：50422275